#### 基本計画

# 1 産業集積の形成又は産業集積の活性化に関する目標

(1) 地域の特色と目指す産業集積の概要について

(地理的条件、既存の産業集積の状況、インフラの整備状況等地域の特色について)

#### ① 地理的条件

当地域は、岩手県沿岸地方のほぼ中央に位置し、急峻な海岸線と北上山系から分かれた支脈に囲まれ、山間を流れる河川流域と河口付近のわずかな平坦地に市街地や集落を形成する狭隘な地形を有している。

沿岸部は、リアス海岸で有名な三陸復興国立公園に指定されており、すばらしい自然景観と 観光資源、豊富な農林水産資源、東北にありながら降雪量が非常に少ない温暖な気候など、住 みよい生活環境に恵まれている。

当地域を構成する基礎自治体は、釜石市、大槌町の1市1町で、全体面積64,202ha(県全体の4.2%)、可住地面積6,708ha(県全体の1.8%)であり、森林率は89.1%と高い。人口は49,048人(県全体の3.8%)となっている。

〔出典:統計でみる市区町村のすがた 2013 (総務省)、岩手県林業の指標(平成 23 年度版)、 岩手県人口移動報告年報(平成 24 年)〕

# ② 既存の産業集積

当地域は、1857(安政4)年に盛岡藩士の大島高任が、釜石市大橋でわが国最初の洋式高炉による出銑に成功して以来、東北有数の工業地帯として、また一方では世界有数の漁場である三陸漁場の重要な漁業基地として栄えてきた。

製鐵所の城下町として発展してきた釜石市では、長年、鉄鋼業を中心とした産業集積が図られてきたが、第一次石油危機を契機として、国内経済は徐々に鉄鋼・セメント・造船などの重厚長大産業から電気電子・精密機械を中心とするハイテク産業へと転換が図られ、その影響は当地域にも及び、平成元年には製鐵所の最後の高炉の火も消え、特色であった銑鋼一貫体制が終了した。

その後、当地域では、雇用の確保と地域経済の活性化を図るため、鉄鋼事業者など民間との連携による企業の誘致や新事業の創出に積極的に取り組み、その結果、新たに進出した空気圧補助機器メーカーは現在当地域で最も多くの従業員を雇用しているほか、協力企業も多数存在するなど、地域を代表する基幹工場となっている。

当地域の製造品出荷額の内訳をみると、鉄鋼業が半数を占めるが、続いて額が大きいはん用機械器具製造業は、この空気圧補助機器メーカーを中心としており、これらの状況を見ても、鉄鋼業と並んで、機械工業が当地域の主要産業となりつつあることが分かる。

また、「三陸沖漁場に近い」という地理的利点を生かし、古くからの地場産業である水産業及び水産加工業も沿岸部に集積しており、女性を中心とした雇用の場の確保に貢献している。

〔出典:平成24年経済センサス活動調査〕

### ③ 道路・港湾等の整備状況

当地域は、沿岸部の起伏の激しい地形の中を国道 45 号が南北に走っており、新幹線・空港・ 高速道路といった物流基盤が整う県内陸部とは国道 283 号で結ばれている。

現在、復興支援道路として急ピッチで整備が進められている東北横断自動車道釜石秋田線と 三陸縦貫自動車道は、釜石市で結節することになっており、この二つの高規格幹線道路完成の 暁には、時間距離の短縮など当地域と内陸部との道路アクセス機能が格段に向上するため、観 光等の交流人口の拡大や企業の物流環境の改善、それに伴う新規企業立地など、様々な面で地 域経済の活性化が図られるものと期待されている。

また、明治5年にわが国最初の海図が描かれた港でもある重要港湾 釜石港は、高規格幹線 道路の結節点にあるほか、24 時間 365 日の荷役体制、岩手県唯一の耐震強化岸壁、災害復旧事 業で従来よりも粘り強い構造になって生まれ変わる世界最大水深の湾口防波堤など、岩手県全 域を支える流通港湾として高いポテンシャルを有している。

平成 23 年 7 月からは、国際戦略コンテナ港湾である京浜港と釜石港を週一便で結ぶ内航フィーダーコンテナ定期航路が開設されており、釜石港を通じてタイムリーに全世界とのコンテナ輸出入を行うことが可能となった。

# ④ 労働力

製鐵所の隆盛期に経済発展を続けた結果、当地域には「ものづくり」への実直な取組み姿勢が根付いている。

甲番、乙番、丙番と称される「三交替勤務」への順応性からも分かるように、当地域のものづくり風土は他地域にはない大きな特色であり、製造業を支える上で不可欠な労働力が潜在している。

また、ものづくりの技術習得の速さについても、県内トップクラスであるとの評価を地域の 企業からいただいている。

### ⑤ 教育·研究機関

当地域には以前から、東京大学大気海洋研究所国際沿岸海洋研究センター、北里大学感染制御研究機構釜石研究所、岩手県水産技術センターが立地しており、三陸海岸を実験フィールドとした調査研究やデータ収集・分析、水産業に関する技術支援などの研究活動が行われてきた。東日本大震災後には、新たに岩手大学三陸復興推進機構釜石サテライトが立地し、震災によって甚大な被害を受けた沿岸地域の復興支援を多方面にわたって展開している。

また、同サテライト内には、岩手大学三陸水産研究センターも併設されており、北里大学、 東京海洋大学と連携しながら、水産業の高度化や水産関連技術者の育成、三陸産水産資源のブ ランド化などを目指した研究開発が進められている。 さらに、岩手大学では、当地域の産業支援機関である公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センター内に、人工関節等の原材料として使われるコバルト系合金を中心とした難削材の加工機器や分析・測定装置を導入するとともに、高度加工技術のノウハウを有する専門的な人員を配置し、地域企業へ技術移転を図る取組みを進めている。

#### ⑥ 東日本大震災

平成23年3月11日、14時46分頃、三陸沖を震源としたマグニチュード9.0の大地震が発生。当地域では震度6弱を記録した。地震後まもなく、沿岸域には大津波が押し寄せ、最大波9.3m(釜石港湾合同庁舎の痕跡等から推定した津波の高さ)、浸水高22.2m(大槌町吉里吉里漁港東側・国土地理院調べ)、津波浸水面積は釜石市で約7k㎡、大槌町で約4k㎡(国土地理院調べ)に及んだ。人的被害は、釜石市で死亡者数888人、行方不明者数152人、合計1,040人(平成25年1月22日現在)、大槌町で死亡者数802人、行方不明者数505人、合計1,307人(平成23年11月30日現在)であった。産業の被害も大きく、特に甚大な被害を受けた水産業は、当地域だけで約283億円の被害額に上った。

地域住民の生活再建を果たすためには、また若年層を中心とした地域外流出を食い止めるためには、地域産業の立て直しが必須である。当地域でも、国の様々な産業復興支援制度などを活用しながら、被災企業の早期復興と新たな企業の集積促進を積極的に進めていきたい。

# (目指す産業集積の概要について)

当地域は県内でも特に製造業に支えられた産業構造となっており、産業大分類別の従業者数を見ると、全従業者の23.3%にあたる3,479人が製造業従業者で、県の平均値(17.7%)を上回っている。[出典:平成24年経済センサス活動調査]

このような背景には、近代製鉄発祥の地として発展したものづくり文化を礎に、先人たちの 160年にも及ぶものづくりの意思を受け継ぎながら、鉄鋼業などの素材型産業を中心として、 人材、技術、設備、土地などの基盤を活用した積極的な産業支援施策を展開してきたことが大 きく影響している。

当地域では、これまでと同様、製造業を基幹産業と位置づけ、鉄鋼業や機械工業など、ものづくりのベースとなる業種の集積を図る。

鉄鋼業と同様、豊かな三陸漁場を背景とした水産加工中心の食料品製造業は、地域資源を活用した当地域特有の産業である。東日本大震災以降、改めて三陸地方における水産加工業の重要性が注目されているが、当地域においても、雇用の確保の面で極めて重要な業種であることから、さらなる集積を図る。

また、大学等の研究シーズを活用して、水産業の6次産業化や観光土産品の開発促進を図り、 食品関連産業を育成・強化していく。

当地域は、これまで新幹線や高速道路などの高速交通網が未整備であったため、企業立地に 関する地域間競争において非常に厳しい環境に置かれてきた。そのような中、平成 20 年代後 半の全線開通を目指す二つの高規格幹線道路と釜石港という産業インフラ整備は、企業誘致に おいても大きなチャンスになると思われることから、この機会を最大限に生かし、運送業、倉 庫業などの物流関連産業の集積を目指す。また同時に、物流に附帯する梱包、検査、その他の 工程を分担する様々な業種の企業群の立地を促進する。

物流関連産業とともに、近年、当地域における新たな産業集積の可能性として注目されているのが、エネルギー関連産業である。当地域では、以前より、風力発電や石炭火力発電など民間事業者による大規模発電事業が行われてきたが、既存発電施設の整備拡張や新たな発電事業者の誘致など、さらなるエネルギー関連産業の集積を図る。

また、東日本大震災以降、当地域では、大学等の支援によって、IT技術者の人材育成教育やIT企業の起業支援などを展開しており、それらの動きを契機に、ソフトウェア開発を行う情報サービス業などの企業立地を目指す。

# (2) 具体的な成果目標

	現状	計画終了後	伸び率	
集積区域における集積	230 億円	401 億円	74.3%	
業種全体の付加価値額	230 危门	401 1息口		

### (3) 目標達成に向けたスケジュール

	取組事項	平成 26	平成 27	平成 28	平成 29	平成 30
(取組を行う者)		年 度	年 度	年 度	年 度	年度
工場等	工業用地の候補地調査・開発検討 (県・市町)					
の用地確保	工業用地情報の体系化・情報提供 (県・市町)					
保	工業用地のニーズ把握・早期対応 (県・市町)					
備	産 企業立地環境の整備 (県・市町・支援機関)					
共用施設	共用 物流・流通の共同化、貸倉庫整備 値 (県・市町・支援機関)					
び確保	人 ものづくり人材育成・確保 材 (県・市町・支援機関・教育機関) 育 成					

	Γ	
	UJⅠターンの促進	
	(県・市町・支援機関)	
支 研援 究	産学官連携の促進	
援 究 開	(県・市町・支援機関・教育機関)	
発		
	技術力向上支援	
技術	(県・市町・支援機関・教育機関)	
ניועי	去儿妹*\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	
円	東北横断自動車道釜石秋田線及	
な	び三陸縦貫自動車道の道路整備	
企	(国)	
円滑な企業立地及び事業高度	釜石港公共ふ頭の機能強化	
地	(国・県・市)	>
及 でド	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
事	高速情報通信網の整備促進	
業   点	(民間)	
度	国際リニアコライダー(ILC)	
化の	   誘致活動への側面支援	
た	(県・市町・支援機関)	
め		
環	工場立地法の特例・規制緩和	
境	(市町)	
の環境整備	企業立地優遇制度	
MIII	(県・市町)	
	., ., .,	
	企業活動のフォローアップ	
	(県・市町)	

# 2 集積区域として設定する区域

(区域)

釜石市・大槌町

設定する区域は、平成26年1月6日現在における行政区画その他の区域又は道路、鉄道等により表示したものである。

ただし、農業振興地域整備計画における農用地区域、保安林及び国有林地、自然公園法(昭和32年法律第161号)に規定する自然公園地域、自然環境保全法(昭和47年法律第85号)に規定する自然環境保全地域及び都道府県自然環境保全地域、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に規定する鳥獣保護区、環境省が選定した特定植物群落、環境省が選定した日本の重要湿地500は除くこととする。

#### (集積区域の可住地面積)

6,708ha

#### 市町別内訳

	総面積(ha)	可住地面積(ha)	
釜石市	44, 143	4, 447	
大槌町	20, 059	2, 261	
計	64, 202	6, 708	

[出典:統計でみる市区町村のすがた 2013 (総務省)]

# (各市町村が集積区域に指定されている理由)

当地域は、国道 45 号で結ばれており、また現在、市町を結ぶ高規格幹線道路である三陸縦 貫自動車道釜石山田道路が着々と整備されるなど、地理的一体性を有する地域である。

市町間は、30 分以内で移動可能な地域であり、産業活動に限らず住民生活においても相互に連携しており、通勤・通学や消費購買など日常的に住民の移動・交流が頻繁に行われている。 さらに、これまでも風力発電事業や地場産業育成などに連携して取り組んでいる。

# 3 集積区域の区域内において特に重点的に企業立地を図るべき区域

(区域)

釜石市:新田神ノ沢地域、片岸地域、釜石東工業地域、平田地域、坪内地域、松倉地域、

大松地域

大槌町: 柾内地域、安渡地域、小鎚地域、新町地域

※地割地番については、別表のとおり。

設定する区域は、平成26年1月6日現在における地番により表示したものである。

# 4 工場立地法の特例措置を実施しようとする場合にあっては、その旨及び当該特例措置の 実施により期待される産業集積の形成又は産業集積の活性化の効果

(工場立地法の特例措置を実施しようとする区域)

工場立地法の特例措置を実施しようとする区域は、上記の重点促進区域とする。 設定する区域は、平成26年1月6日現在における地番により表示したものである。

(特例措置を実施することにより期待される効果)

・工場立地法に定める「特定工場」(一定の敷地面積又は建設面積を有する製造業等を行う工場)については、同法に基づき、原則、敷地面積に対して一定の比率以上の緑地・環境施設面

積を確保することが求められている。

- ・しかしながら、今般、工場立地を実施しようとしている区域の中には、緑地を含む新たな用 地の確保が困難な区域もあり、今後、本計画に基づいて企業の集積を促進していくためには、 工場立地法の特例を措置することが不可欠な状況である。
- ・本計画の「重点促進区域」に定められると、市町が緑地・環境施設等の面積比率について柔 軟に緩和する工場立地法の規制の特例措置を設けることができる。
- ・集積増加を目標とする業種は高い成長が期待できる企業が多く、また既存事業所においても、 新たな設備投資や生産能力拡充、生産人員増強が必要な場合が増えており、効率的な用地確保 が求められている。
- ・特例措置の適用により、区画の統合と併せて工場用地の効率的活用等が可能となり、効果と しては企業立地又は新規事業件数が8件、それに伴う新規雇用者数は310人を見込んでいる。
- ・なお、当該特例措置の適用にあたっては、地域の実情、住民の意思を踏まえ、特定工場周辺 の生活環境の保持を適切に図るとともに、県・市町村の環境保全の部局や関係機関との調整を 行うものとする。

# 5 集積業種として指定する業種(以下「指定集積業種」という。)

(1) 業種名

(業種名又は産業名)	産	産業用機械・金属関連産業		
(日本標準産業分類上の業種名)	13	家具・装備品製造業		
	18	プラスチック製品製造業		
	19	ゴム製品製造業		
	22	鉄鋼業		
	23	非鉄金属製造業		
	24	金属製品製造業		
	25	はん用機械器具製造業		
	26	生産用機械器具製造業		
	27	業務用機械器具製造業(276 武器製造業を除く)		
	28	電子部品・デバイス・電子回路製造業		
	31	輸送用機械器具製造業(312 鉄道車両・同部品製造業		
		を除く。313 船舶製造・修理業、舶用機関製造業を含		
		む。)		
(業種名又は産業名)	食。	品関連産業		
(日本標準産業分類上の業種名)	09	食料品製造業		
(業種名又は産業名)	物泡	<b>而</b> 関連産業		
(日本標準産業分類上の業種名)	44	道路貨物運送業		
	45	水運業		

	47 倉庫業
	48 運輸に附帯するサービス業
(業種名又は産業名)	エネルギー関連産業
(日本標準産業分類上の業種名)	33 電気業
	34 ガス業
	35 熱供給業
(業種名又は産業名)	情報関連産業
(日本標準産業分類上の業種名)	39 情報サービス業

#### (2) (1) の業種を指定した理由

### ① 産業用機械·金属関連産業

産業用機械・金属関連産業は、当地域の製造業全体において、製造品出荷額で86.6%、従業員数で68.9%を占めており、当地域を支える産業となっている。特に、製造品出荷額の半数を占める鉄鋼業と、従業員数の4割近くを占めるはん用機械器具製造業の2つの業種が当地域の産業経済を牽引する形になっている。[出典:平成24年経済センサス活動調査]

近年、当地域では機械加工を中心とした企業立地が進んでいたが、東日本大震災による津波によって沿岸域にあった多くの工場は全壊し、中には撤退した企業もあった。

しかしながら、市内で最大の雇用規模を誇る空気圧補助機器メーカーは、震災後においても 当地域でのさらなる展開を希望しており、将来的には関連企業の集積・クラスター化も期待さ れている。

当地域の産業経済の活性化のためには、このような既存企業の動きを逃さず、きめ細かに支援しながら、県内陸部の自動車関連産業との連携も視野に、産業用機械・金属関連産業の一層の集積に向けた取組みを加速することが必要である。

#### ② 食品関連産業

水産加工業を中心とした当地域の食料品製造業は、製造品出荷額から見ると全体の1割を切るものの、事業所数では製造業の中で最も多い。〔出典:平成24年経済センサス活動調査〕

また、漁業との連続性を考えても、水産加工業は当地域にとって重点的な支援が必要な産業であり、東日本大震災津波によって被災した魚市場などの流通体制の再整備と併せてさらなる 集積を図ることにより、漁業振興との相乗効果も期待できる。

# ③ 物流関連産業

産業振興において物流機能の向上は欠かせない要素であり、地方における道路・港湾の重要性は今後ますます高まってくると予想される。高規格幹線道路の結節点となること、そして釜石港の高機能化は当地域の最大の利点であり、それを生かした物流関連産業の集積を目指すことは、当地域にとって、効果的で合理的な取組みである。

また、物流関連産業が集積することにより、当地域の物流体制のより一層の向上が図られ、企業誘致や既存企業の事業拡大にも波及効果が生じるものと期待される。

# ④ エネルギー関連産業

当地域の特長として、電力会社による水力発電や鉄鉱石採掘跡空洞を利用した揚水発電、さらには風力発電や石炭火力発電所における林内未利用資源(木質バイオマス)の混焼など、再生可能エネルギーが活発に利用されていることが挙げられる。

最近では浮体式洋上風力発電などの海洋エネルギー実証フィールド誘致を目指す動きが進められており、エネルギー関連産業の集積による地域の活性化に対する地域住民の期待も高まりつつある。

今後は、東日本大震災時に被災地への電力供給が断たれ、住民生活が不安にさらされた経験を糧として、地域独自にエネルギーを生産・活用できるエネルギー需給体制の構築も念頭に置きながら、エネルギー関連産業の集積を図っていくことが重要である。

#### ⑤ 情報関連産業

東日本大震災以降、新規雇用創出による被災地支援の一環として、複数のIT企業が当地域への参入の動きを見せており、人材育成を含めた事業展開が予定されている。情報サービス業を中心とした情報関連産業は、地理的に不利な地域でも集積を図ることができ得る業種であることから、地域に密着して安定・継続的な事業展開が図られることを前提に、企業立地を促進していきたい。

### 6 指定集積業種に属する事業者の企業立地及び事業高度化の目標

	目標数値	直
指定集積業種の企業立地又は新規事業件数		8件
指定集積業種の製造品出荷額の増加額		178 億円
	※現状	922 億円
	計画終了後	1,100億円
指定集積業種の新規雇用創出件数		310 人

7 工場又は事業場、工場用地又は業務用地、研究開発のための施設又は研修施設その他の 事業のための施設の整備(既存の施設の活用を含む。)、高度な知識又は技術を有する人材 の育成その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備の事業を実施す る者及び当該事業の内容

産業集積の形成及び活性化を図るため、ものづくりを支える人材育成を重点としながら、 企業ニーズを踏まえた総合的な事業環境の整備を推進する。

### (工場等の用地確保に関する事項)

① 工業用地の候補地調査・開発検討

都市計画、土地利用計画、農業振興地域整備計画、復興計画などとの整合性、自然・ 緑地・景観の保全、住民生活やインフラとの関連等を勘案し、工業用地として開発が可 能な地域の割出しや検討を行う。

② 工業用地情報の体系化・情報提供

県、市町、商工会議所、商工会、公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センターが連携し、地域内の工業用地情報を体系化し、インターネットや広報誌、パンフレットなどを幅広く活用して情報を提供する。

③ 工業用地のニーズ把握・早期対応

企業訪問活動等を通じて、工場新設・増設の企業ニーズ等を先取りするとともに、的 確でスピーディな対応を行う。

#### (産業用共用施設の整備等に関する事項)

① 企業立地環境の整備

集積業種の迅速・円滑な企業立地に向けて、必要に応じて工業団地の造成や貸工場等を設置するほか、多様化する企業ニーズに的確に対応できる職業訓練機能を備えた技術習得施設の充実など、企業立地環境の整備を推進する。

② 物流・流通の共同化、貸倉庫整備

コスト削減や二酸化炭素削減の観点からも、物流・流通の共同化や貸倉庫整備などを 検討し、立地企業の事業活動を積極的に支援する。

### (人材の育成・確保に関する事項)

当地域では、ものづくり人材の育成や確保を目的として、実践的技術習得や中高生を対象にした職場体験、ものづくり文化の継承に取り組んでいる。

今後は、これらの取組みを充実させるとともに、少子高齢化に伴う人材不足が見込まれることからUJIターンを促進する。特に地域における高校卒業者約270人のうち、就職希望者約130人の30%が県外へ流出している実態を受け、街のにぎわいや文化的な生活など都市の持つ魅力を兼ね備えた地域づくりに積極的に取り組む。

- ① ものづくり人材育成・確保
  - ・高校生の就職希望者を対象にした企業説明会の開催や高校教諭と事業主との求人情報 交換会の開催
  - ・高校生や市民に地域企業が持つ技術・製品等を周知し、地域のものづくりに関する理解を深めてもらうイベント(釜石・大槌地域産業フェア等)の開催
  - 「鉄」関係イベントの開催などによるものづくり文化・歴史の周知
  - ・企業訪問による「企業が今求める人材」の把握

- ・県内他地域の職業訓練施設の協力を得た多角的な人材育成
- ・大学との連携によるインターンシップ受け入れ
- ② UJIターンの促進
  - ・岩手県UJIターンフェア、ふるさと就職ガイダンスなどの雇用促進イベントへの積極的参加
  - ・インターネットを使った雇用情報発信体制の整備
  - ・住環境や教育環境など総合的な環境情報の発信
  - ・首都圏の雇用情報提供希望者への定期的な発信
  - ・自然や観光など当地域が有する地域資源の魅力発信

### (研究開発・技術支援等に関する事項)

① 産学官連携の促進

当地域では、地場企業と東北大学、岩手大学による新素材(コバルト系合金)開発の 取組みなど、産学官連携による共同研究、技術開発等が積極的に行われている。今後は、 水産系の共同研究なども視野に入れながら、当地域の産業集積と高度化に向け、研究シ ーズと企業ニーズのマッチングを推進していく。

② 技術力向上支援

公益財団法人釜石・大槌地域産業育成センターや釜石高等職業訓練校による技術支援のほか、IT技術を活用した設計能力の強化など、技術開発力を高めるための研修会を開催するほか、匠技術の継承なども目的とした実践講座などを実施する。

### (広域連携に関する事項)

- (1) 自動車関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における産業集積 の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化協議会の 構成員等と連携して、下記の事業を行う。
- ① ネットワーク構築・販路開拓(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)・東北6県連携により設置する「とうほく自動車産業集積連携会議」等の事業として、自動車関連産業の集積地域である中部地域等における東北地域の技術等展示会等を実施する。
- ② 人材養成(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)・学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた技術習得研修等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。
- (2) 半導体等関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における産業集積の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化協議会の構成員等と連携して、下記の事業を行う。
- ① ネットワーク構築・販路開拓(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)・

最新技術動向等に関するセミナー、川下企業とのマッチング事業、展示商談会への出展 等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

- ② 人材養成(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)・学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた技術習得研修等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。
- (3) 医療・福祉機器関連産業分野について、「企業立地の促進等による東北地域における 産業集積の形成及び活性化のための連携に関する基本合意」の各地域の地域産業活性化 協議会の構成員等と連携して、下記の事業を行う。
- ① ネットワーク構築・販路開拓(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)・「東北地域医療機器産業支援ボード」等を通じて、各地域に所在する関連企業の情報 共有、川下企業とのマッチングに向けたコーディネーターの配置や首都圏等における 医療機器関連展示商談会への共同出展を通じた販路開拓事業、東北地域の関連企業の PRに向けた医療機器展示会の共同開催等を実施する。
- ② 人材養成(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)・学生、企業の技術者、管理監督者等の階層や個々人の技術レベルに応じた技術習得研修等に関して、企画から開催に至るまで連携した事業を実施する。

(その他の円滑な企業立地及び事業高度化のための事業環境の整備に関する事項)

① 東北横断自動車道釜石秋田線及び三陸縦貫自動車道の道路整備 地域間競争に打ち勝つスムーズな企業立地を推進し、また、既存企業の競争力を高め るためには、強固な物流ネットワークの構築が必要不可欠であることから、産業基盤で ある道路の整備を重点的に推進するとともに、国に対して東北横断自動車道釜石秋田線 及び三陸縦貫自動車道の早期完成を要請していく。

② 釜石港公共ふ頭の機能強化

東日本大震災以降休止している完成自動車輸送の再開や平成 23 年に新たに開設された 内航フィーダーコンテナ定期航路の拡充に向けた港湾設備の強化など、公共ふ頭の機能強 化に取り組む。

③ 高速情報通信網の整備促進

企業活動の円滑化を推進するため、光ファイバーなど高速情報通信網の整備を促進する ほか、電気や水などの確保対策を推進する。

- ④ 国際リニアコライダー (ILC) 誘致活動への側面支援 県及び関係市町村等では、世界最先端の素粒子実験施設「国際リニアコライダー (IL C)」の岩手県北上山地への誘致を目指している。当地域においても、関連産業の集積や 釜石港の利用など波及効果が期待されることから、誘致活動の側面支援を行う。
- ⑤ 工場立地法の特例・規制緩和 工場周辺の自然環境、緑地の状況、景観、住宅等の状況を勘案し、緑地率等に関する工

場立地法上の規制緩和等を検討する。

なお、新たに緑地率緩和や工場立地が見込まれる地域を重点促進区域に指定するにあたっては、十分に地域の事情を勘案する。

#### ⑥ 企業立地優遇制度

工場等を新設または増設する企業を対象に、新規雇用従業員数や投下固定資本に応じて 補助金を交付するほか、固定資産税を減免するなどの優遇措置を講じる。

また、復興特区制度に基づいた大型補助や課税免除などの助成措置についても、国と連携しながら実施する。

#### ⑦ 企業活動のフォローアップ

県、市町、各支援機関、大学等の連携をさらに強め、産学官民の協働による質の高い企業立地促進活動を推進するほか、立地企業満足度を高めるための継続的なフォローアップ活動を行う。

# 8 環境の保全その他産業集積の形成又は産業集積の活性化に際して配慮すべき事項

#### (1) 環境の保全に関する配慮

企業立地にあたっては、環境関係法令の遵守や環境保全・環境負荷の低減に向けた十分な配慮を企業・行政ともに行い、事業活動に伴い生じうる環境保全上の問題に配慮しつつ、地域社会との調和を図っていくものとする。

環境汚染防止、CO2削減による地球温暖化防止、廃棄物削減など環境問題に対する社会意識の高まりに対応し、企業と行政の情報交換の場の設置を検討する。

環境汚染防止については、企業が使用する化学物質等の把握に努め、県と市町の連携を 強化し、監視測定体制の効率化と適切な立ち入り検査の実施を行う。

ゼロ・エミッションやCO2削減などの取組みについて、先進的な企業又は団体を推奨するなど、その普及啓発を図る。

また、事業活動に伴う周辺住民の生活環境への影響については、必要に応じて住民へ情報提供するとともに、説明会や工場見学会を開催するなど、住民の理解を得るための取組みを行う。

県では環境基本計画において温室効果ガスを平成27年度までに30%削減(削減割合の基準年は平成2年)とする目標を掲げているが、再生可能エネルギー関連産業の振興といった観点から、市町でも、環境に関する方針や基本計画などに「地球温暖化に関する知見の普及」「温室効果ガスの排出抑制」などの具体的な取組みを盛り込むとともに、今後、住民、企業及び行政の協働による取組みを検討していく。

#### (2) コンプライアンスの保持についての配慮

企業の社会的責任を意識し、企業及び従業者・関係者の法令遵守について地域全体で取

り組むとともに、企業の地域貢献活動への積極的な参加を促進する。

また、地域貢献活動への参加促進や企業のイメージアップなど企業の広範にわたる活動を支援し、企業立地の促進につなげていく。

# (3) 安全な住民生活の保全

県では、行政、県民及び事業者が、犯罪のない安全で安心なまちづくりにそれぞれ取り組むとともに、相互に連携し、協力して「地域の絆」を再生し、自助、共助及び公助による取組みを推進するため、平成19年3月に「岩手県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例」を制定したところである。

この条例の趣旨を踏まえ、犯罪及び事故の防止並びに地域の安全と平穏を確保するため、住民の理解を得ながら次の取組みを推進する。

- ア 犯罪の防止に配慮した環境の整備
  - ・道路、公園等の公共空間における犯罪を防止するため、防犯カメラや防犯灯、街路灯等を設置する。
  - ・道路、公園、事業所等における植栽やフェンス等の適切な配置により見通しを確保するほか、夜間において道路等の公共空間や空地が犯罪や迷惑行為等に利用されないよう管理を徹底する。
- イ 事業所における防犯設備等の整備

事業所内外に防犯カメラや防犯ベル、緊急通報装置等の防犯機器を設置するほか、防犯管理者の指定、防犯マニュアル策定等により防犯体制を整備する。

ウ 従業員に対する指導

従業員に対して各種法令の遵守のほか、犯罪被害防止や交通事故防止についての指導を行う。

- エ 警察への連絡体制の整備 犯罪や事故発生時における警察への連絡体制を整備する。
- オ 交通安全施設等の整備

大規模団地の造成時において、関係機関との協議により道路環境や交通安全施設等の整備を行う。

- カ 地域における防犯活動等への参加と協力 地域住民等が行う防犯活動や交通安全活動に参加、協力する。
- キ 不法就労の防止

外国人の雇用に際しては、旅券等により就労資格の有無を確認するなどして不法就労 防止の徹底を図る。

9 法第5条第2項第3号に規定する区域における同項第7号の施設の整備が、農用地等と して利用されている土地において行われる場合にあっては、当該土地を農用地等以外の用

# 途に供するために行う土地の利用の調整に関する事項

農地等を含む重点促進区域は次のとおりである。

- 1 釜石市 片岸地域
  - ・重点促進区域面積 44.5ha
  - ・上記のうち農地等面積 22.4ha
  - 調整等の状況

当該区域は、昭和 46 年度に農村地域工業導入促進法に基づく実施計画区域として指定されており、農業上の土地利用との調整を了している。

今後、立地企業が決定した際には関係機関と協議しつつ農地転用手続きを進めていく。

- 2 大槌町 柾内地域
  - ・重点促進区域面積 16.6ha
  - ・上記のうち農地等面積 9.6ha
  - ・調整等の状況

当該区域は、昭和 46 年度に農村地域工業導入促進法に基づく実施計画区域として指定されており、農業上の土地利用との調整を了している。

今後、立地企業が決定した際には関係機関と協議しつつ農地転用手続きを進めていく。

# 10 計画期間

本計画の計画期間は計画同意の日から平成30年度末日までとする。